

総合事業における運営上の留意点について

この資料は、塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町が実施している介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）第1号事業（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）の指定を受けている事業者に対する令和3年度集団指導用説明資料です。

1. 令和3年度報酬改定について（主なもの）

（1）運営基準について

基準に以下の内容が追加されました。

【訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス共通】

※①・②・④については、3年間（令和6年3月31日まで）の経過措置あり。

①感染症対策の強化

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催（概ね6月に1回）、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）等の実施を義務づけるもの。

②業務継続に向けた取組の強化

業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づけるもの。

③ハラスメント対策の強化

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和27年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めるもの。

④高齢者虐待防止の推進

虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務づけるもの。

《緩和されたもの》

- 運営規程等の掲示に係る見直し…事業所での掲示だけでなく、事業所にファイル等で備え置くこと等が可能に。
- 記録の保存等に係る見直し …諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応が可能に。

【通所介護相当サービス】

- ①介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない従業者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。
- ②避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

《参考》「介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準」（厚生労働省告示第 7 1 号）

(2) 報酬について

【訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス共通】

令和 3 年 4 月から多賀城市の地域区分が 6 級地となったため、同月サービス提供分から報酬単価が変更となっています。総合事業の地域区分は介護（予防）給付と異なり、多賀城市に住民登録がある被保険者については、施設の所在地にかかわらず、多賀城市の単価が適用されます。

	多賀城市（6 級地）の 被保険者（※）	塩竈市・松島町・七ヶ浜町・利府町（その他地域） の被保険者（※）
訪問介護相当サービス	10.42 円	10 円
通所介護相当サービス	10.27 円	10 円

※注意点：住所地特例対象者については、施設所在市町村が総合事業を実施することになっているため、施設所在市町村の報酬単価が適用されます。（総合事業の報酬単価は市町村ごとに定めることとされているので、上記記載以外の市町村については、それぞれの市町村に確認してください。）

《参考》厚生労働大臣が定める 1 単位の単価（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号）

以下に、参考として国が定める基準による単位数表を掲載します。基本報酬の考え方や詳細については、市町村により異なる場合がありますのでご注意ください。

【訪問介護相当サービス】

各種加算は変更ありません。

費用区分	改正前	改正後
訪問型サービス費（Ⅰ）	1,172 単位	1,176 単位
訪問型サービス費（Ⅱ）	2,342 単位	2,349 単位
訪問型サービス費（Ⅲ）	3,715 単位	3,727 単位
訪問型サービス費（Ⅳ）	267 単位	268 単位
訪問型サービス費（Ⅴ）	271 単位	272 単位
訪問型サービス費（Ⅵ）	286 単位	287 単位
訪問型サービス費（短時間サービス）	166 単位	167 単位

【通所介護相当サービス】

新設・変更された加算がありますのでご注意ください。

費用区分	改正前	改正後
通所型サービス費		
事業対象者・要支援 1 （1 月につき）	1,655 単位	1,672 単位
事業対象者・要支援 2 （1 月につき）	3,393 単位	3,428 単位
事業対象者・要支援 1 （1 回につき）	380 単位	384 単位
事業対象者・要支援 2 （1 回につき）	391 単位	395 単位
各種加算		
生活機能向上グループ活動加算	100 単位	100 単位
運動器機能向上加算	225 単位	225 単位
若年性認知症利用者受入加算		240 単位
【新設】栄養アセスメント加算	—	50 単位
栄養改善加算	150 単位	200 単位

費用区分		改正前	改正後	
【変更】 口腔機能向上加算		150 単位	—	
口腔機能向上加算 I		—	150 単位	
口腔機能向上加算 II		—	160 単位	
選択的サービス複数実施加算 I		480 単位	480 単位	
選択的サービス複数実施加算 II		700 単位	700 単位	
事業所評価加算		120 単位	120 単位	
【変更】	サービス提供体制強化加算 I ①介護福祉士 70%以上 又は ②勤続 10 年以上の介護福祉士 25%以上	—	事業対象者・ 要支援 1	88 単位
			事業対象者・ 要支援 2	176 単位
	サービス提供体制強化加算 II (改正前の I イ相当)	—	事業対象者・ 要支援 1	72 単位
			事業対象者・ 要支援 2	144 単位
	サービス提供体制強化加算 III ①介護福祉士 40%以上 又は ②勤続 7 年以上の者 30%以上	—	事業対象者・ 要支援 1	24 単位
			事業対象者・ 要支援 2	48 単位
【変更】 生活機能向上連携加算		200 単位 (100 単位)	—	
生活機能向上連携加算 I		—	100 単位	
生活機能向上連携加算 II		—	200 単位	
【変更】 栄養スクリーニング加算		5 単位	—	
口腔・栄養スクリーニング加算 I		—	20 単位	
口腔・栄養スクリーニング加算 II		—	5 単位	
【新設】 科学的介護推進体制加算		—	40 単位	

※介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を除く。

《参考》介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（厚生労働省告示第 72 号）

※栄養アセスメント加算、口腔機能向上加算 II、科学的介護推進体制加算の算定に当たっては、LIFE（科学的介護情報システム）の活用が要件の一つになっていますのでご注意ください。LIFE への登録及びお問合せについては、LIFE のホームページ (<https://life.mhlw.go.jp/login>) を参照してください。

※サービスコード表については、各市町村のホームページを参照してください。

※介護報酬の改定の内容について、詳しくは、厚生労働省ホームページ「令和3年度介護報酬改定について」（下記 URL）を参照してください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)

2. 指定、届出等について

総合事業は市町村ごとに実施しています。市町村ごとに指定を受けることが必要です。要支援や事業対象者の方を新たに受け入れようとする場合（訪問介護・通所介護を利用していた方が要支援に変更となり、同事業所の訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスを利用しようとする場合を含む。）は、保険者市町村の指定を受けているかどうか確認してください。（住所地特例対象者については、施設所在市町村が総合事業を実施するため、施設所在市町村の指定を受けていれば可）

また、変更届出書や介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書等の各種届出については、下記期日までに指定を受けている全ての市町村へ忘れずに提出してください。

なお、各種届出様式については、各市町村のホームページをご覧ください。

※変更届出書・・・変更後 10 日以内

※体制届出書・・・原則として加算等算定開始月の前月 15 日まで

3. 指定申請、届出様式等の押印省略について

指定申請、届出様式等に代表者印の押印が不要となりました。つきましては、持参又は郵送以外に、電子メールでの提出が可能となっています。

4. 問い合わせ先

お問い合わせは、指定を受けている各市町担当課までお願いします。

市町担当課	連絡先
塩竈市健康福祉部長寿社会課長寿支援係	022-364-1204
多賀城市保健福祉部介護福祉課介護予防係	022-368-1141
松島町健康長寿課高齢者支援班	022-355-0677
七ヶ浜町長寿社会課介護保険係	022-357-7447
利府町保健福祉部地域福祉課介護福祉係	022-767-2198

上記事項のほか、各市町村の要綱や国・県通知等に従い、適切な運営をお願いします。